

# 「改憲手続き法」の施行日にあたっての談話

2010年5月18日

全日本教職員組合（全教）

書記長 北村佳久

「日本国憲法の改正に関する法律」（以下「改憲手続き法」）が、本日、施行日を迎えました。

「改憲手続き法」は、3年前の参議院憲法調査特別委員会での審議で、最低投票率の定めがない、公務員・教育者に対する運動規制が盛り込まれている、有料意見広告が野放しにされている、議席数に応じて構成される広報協議会による改憲案のPRが無制限に認められるなど、重大な問題点が明らかになり、3項目の附則と18項目の付帯決議がつけられて採決されました。例えば、附則で、18歳以上の国民が投票できるよう選挙権の年齢（公職選挙法）や成年年齢（民法）について必要な法制上の措置を講じることが定められました。付帯決議では、教職員の運動について、「地位利用による国民投票運動の規制については、意見表明の自由、学問の自由、教育の自由等を侵害することとならないよう特に慎重な運用を図るとともに、禁止される行為と許容される行為を明確化するなど、その基準と表現を検討すること」を、施行日までに検討し必要な措置を講じることとなっていました。しかし、憲法改悪を許さない私たちのたたかいにより、この附則と付帯決議については、今日に至るまで、何一つ着手を許していません。

この3年間、検討事項の審議ができなかった原因は、国民の多数が憲法を変えることを必要としなかったからです。安倍晋三首相（当時）が憲法の明文改悪を公然と目指して、「改憲手続き法」の採決を強行してからわずか2ヶ月後の参議院選挙、昨年8月の衆議院選挙における自民党の惨敗は、このような改憲路線が国民の意思に反していたことをまざまざと示しました。憲法についての世論調査でも、2007年以降、「憲法を改正しないほうがよい」が大幅に増えており、憲法9条については6割前後の国民が「改正する必要はない」と考えています。

いま求められていることは、憲法を変えることではなく、憲法9条をいかして政府が核兵器廃絶の先頭に立ち、普天間基地を無条件で撤去することであり、25条をいかして福祉・医療・年金や雇用を守る政治をすすめ、26条をいかして子ども一人ひとりを人間として大切に育てる教育を実現することです。

国民の意思に反して憲法改悪をねらう「未完成の欠陥法」を、施行日が来たからといって粛々と施行することは許されません。全教は、「改憲手続き法」の廃止・凍結を要求します。